

大分大学医学部附属病院認知症先端医療推進センター認知症ケアチーム細則

令和5年4月26日制定

令和5年医学部附属病院細則第2-2号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院認知症先端医療推進センター細則（平成27年医学部附属病院細則第2-1号）第6条第2項の規定により、各診療科において身体疾患を有し、認知症を伴った入院中の患者（以下「対象入院患者」という。）に対し、多職種による認知症症状の悪化予防及び身体疾患の治療を円滑に行うために設置する、大分大学医学部附属病院認知症先端医療推進センター認知症ケアチーム（以下「認知症ケアチーム」という。）に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 認知症ケアチームは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 対象入院患者のケアに係るカンファレンスの実施に関すること。
- (2) 巡回による対象入院患者に対するケアの実施状況の把握及び職員への助言等に関すること。
- (3) 認知症ケアに関する手順書の作成、見直し及び院内周知に関すること。
- (4) 認知症ケアに関する研修に関すること。
- (5) その他認知症ケアに関し必要な事項

(構成)

第3条 認知症ケアチームは、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 認知症患者の診療について十分な経験を有する専任の常勤医師 若干人
- (2) 認知症患者の看護に従事した経験を5年以上有する看護師であって、認知症看護に係る所定の研修を修了した専任の常勤看護師 若干人
- (3) 認知症患者等の退院調整について経験のある専任の常勤社会福祉士又は常勤精神保健福祉士 若干人
- (4) その他病院長が必要と認める者

2 前項各号の構成員は、病院長が指名する。

(チーム長)

第4条 認知症ケアチームに、チーム長を置く。

2 チーム長は、前条第1項第1号の構成員のうちから、病院長が指名する。

3 チーム長は、第2条第1号のカンファレンスを開催するほか、必要に応じて認知症ケアチームを招集する。

4 チーム長は、認知症ケアチームに関する業務の状況、検討結果等について必要に応じて病院長に報告の上、意見を具申する。

5 チーム長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめチーム長の指名する構成員がその職務を代行する。

(各診療科等の協力体制)

第5条 各診療科、中央診療施設等は、認知症ケアチームの円滑な業務遂行のため、診療等が必要となった患者に対する協力体制を整えるものとする。

(雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか、認知症ケアチームに関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和5年医学部附属病院細則第2-2号）

この細則は、令和5年4月26日から施行する。